
2 5 3 5 . 混載貨物搭載完了登録

業務コード	業務名
CLH	混載貨物搭載完了登録呼出し
CLH01	混載貨物搭載完了登録

1. 業務概要

航空会社が「搭載完了登録（便単位）（CL A）」業務等でスプリット搭載となった貨物のMAWB番号を指定し、当該MAWBに係る要搭載確認の旨が登録されている（以下、「要搭確」という。）HAWB単位に搭載完了登録を行う業務である。

（1）「混載貨物搭載完了登録呼出し（CL H）」業務の場合

入力された抽出条件から、該当する要搭確HAWB情報を呼び出す。

（2）「混載貨物搭載完了登録（CL H 0 1）」業務の場合

呼び出されたHAWB番号単位に搭載完了登録を行う。

2. 入力者

航空会社

3. 制限事項

1業務で入力可能なHAWB件数は20件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

（3）輸出便情報DBチェック

①入力された搭載便名に対応する輸出便情報が存在すること。

②当該便情報に登録されている航空会社は入力者と同一であること。

ただし、入力者が受託者の場合は、受委託関係がシステムに登録されていること。

③入力された取卸地が登録されていること。

④未搭載状況のマスタースプリット数*1が登録されていること。

⑤搭載終了の旨が登録されていないこと。

（* 1）未搭載状況のマスタースプリット数はCL A業務等でMAWBが全量搭載完了されず、かつ要搭確のHAWBが存在する場合にMAWB件数分が加算される。また、その件数は「輸出便情報照会（I F T）」業務で照会可能である。

（4）輸出貨物情報DBチェック

（A）MAWBチェック

（a）MAWBであること。

（b）CL A業務等により、一部が搭載完了となっていること。

（c）MAWBに割当てられているHAWBに要搭確HAWBが含まれていること。

（d）手作業移行済でないこと。

（e）本業務が正常終了していないこと。（すでに1つ以上のHAWBを処理対象外として正常終了した場合は、CL A業務等により当該MAWBを別便に搭載すること。）

（B）HAWBチェック

（a）HAWBであること。

（b）要搭確HAWBが存在すること。

（c）入力者の管理する保税蔵置場に蔵置中であること。

- (d) 搭載完了した旨が登録されていないこと。
- (e) 輸出許可済の貨物であること。
- (f) 「混載仕立情報登録 (HDF)」業務により、入力されたMAWBに割当てられていること。
- (g) 「許可・承認等情報登録 (輸出保税) (PAH)」業務により、輸出貨物情報に対して以下の入力が行われていないこと。
 - ①貨物差止め
 - ②亡失届受理
 - ③滅却承認
 - ④手作業移行
 - ⑤その他
- (h) 「許可・承認等情報登録 (輸出通関) (PAE)」業務等により、輸出貨物情報に不積返送の旨の入力が行われていないこと。
- (i) 事故貨物は、PAH業務により事故確認した旨の入力が行われていること。
- (j) 移動禁止の状態でないこと。
- (k) 貨物取扱中でないこと。
- (l) 入力者の管理する保税蔵置場に蔵置中である当該HAWBの許可済個数が搭載可能個数以下であること。
- (m) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (n) 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

5. 処理内容

(1) CLH業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「0000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) HAWB情報抽出処理

入力された共通項目 (MAWB番号、搭載便名、取卸地) に基づき、前述のHAWBチェックに該当するHAWB情報を抽出する。

(C) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。
- ②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) CLH01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 輸出便情報DB処理

本業務が正常終了した場合は、未搭載状況のマスタープリット数を1減算する。

(C) 輸出貨物情報DB処理

(a) HAWBの場合

処理識別がスペース（処理対象）の場合は、該当するHAWB単位に以下の輸出貨物情報の処理を行う。

- ①搭載便単位に搭載完了済となった個数を登録する。
- ②HAWBが全量搭載完了済となった場合は、搭載便単位に全量搭載完了済となった旨を登録する。

(b) MAWBの場合

前述のHAWB処理を行った場合は、以下の処理を行う。

- ①搭載完了済となったHAWBの個数を登録する。
- ②搭載便単位に本業務が行われた旨を登録する。

(D) HAWB情報抽出処理

抽出対象のHAWB情報が残存する場合は、前述のHAWB情報抽出処理を再度行う。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(F) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。
- ②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

6. 出力情報

(1) CLH業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
混載貨物搭載完了登録 呼出し結果情報	なし	入力者

(2) CLH01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
混載貨物搭載完了登録 呼出し結果情報	HAWB情報抽出処理で抽出対象となるデータが残存する場合	入力者
搭載確認通知情報（輸出申告）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）輸出許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物である （3）「貨物情報切替登録（CHG）」業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない	輸出申告を行った利用者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）輸出許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物であ	輸出申告を行った利用者

情報名	出力条件	出力先
	る (3) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	申告先税関 (輸出通関担当部門)
搭載確認通知情報 (積戻し申告)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 積戻し許可済貨物である (2) 要搭載確認の旨が登録されている貨物である (3) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない	積戻し申告を行った利用者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 積戻し許可済貨物である (2) 要搭載確認の旨が登録されている貨物である (3) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	積戻し申告を行った利用者 申告先税関 (輸出通関担当部門)
船積船舶・積出港差異情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 輸出許可または積戻し許可済貨物である (2) 搭載された積込港と海上許可時の積込港が異なっている (3) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	輸出申告または積戻し申告を行った利用者
		申告先税関 (輸出通関担当部門)

7. 特記事項

CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物に対して要搭載確認の旨が登録されていた場合、本業務による搭載確認を契機に海上における当初申告者及び当初申告先税関宛に船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報（輸出申告）または搭載確認通知情報（積戻し申告）を出力する。

なお、貨物情報が以下の場合は、船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報（輸出申告）または搭載確認通知情報（積戻し申告）は出力しない。

- ①航空貨物に切替えられた後に「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務または「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務が行われた
- ②航空貨物に切替えられた後に追加搬入が行われた
- ③輸出許可または積戻し許可となった後に一定期間経過し、搭載確認された貨物に係る輸出申告DBがシステムから削除された